

前橋市監査委員公表第23号

前橋市長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年1月24日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	中 林 章
同	小曾根 英 明

# 未来創造部定期監査結果に係る措置通知書

措置日 令和3年12月28日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：交通政策課】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 随意契約の理由について</p> <p>群馬総社駅周辺まちづくり調査業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結しており、業務実施伺の「随意契約を行う理由」では、市民と近い関係性であること、まちなかの住民主体のまちづくりについて優れた実績をあげていることと記載している。しかし、同号で規定する性質又は目的が競争入札に適さないとする理由は、例えば、特殊な技術や手法等のようにその設計者でなければ行えないような業務などを理由とするもので、そのことからすると本件の理由は不十分であると考えます。</p> <p>また、随意契約による見積書の徴取は1者としているが、1者の場合は契約規則第17条第1項ただし書の該当事由を明確にする必要があるが明記されていない。これらの状況から、本契約は1者見積もりによる随意契約の方法が適切であったのか、十分に判断できなかった。</p> <p>地方公共団体の契約方法は、地方自治法により一般競争入札が原則とされており、指名競争入札や随意契約の方法は同法施行令で定める場合に該当するときに限り認められているものであることを踏まえ、今後、随意契約を行う場合はこれら法令にのっとり適切に判断し、その判断理由等を明確にするよう契約事務を改善されたい。</p> <p>(2) 契約書の記載事項について</p> <p>新前橋駅昇降機等清掃業務、前橋大島駅昇降機等清掃業務、駒形駅昇降機等清掃業務の契約書において、契約規則第53条に規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項の部分が記載されていなかった。</p> <p>契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>(3) 少額工事の契約について</p> <p>前橋大島駅誘導灯修繕工事において、少額工事事務処理要領第10条第1項第5</p>	<p>随意契約の理由が不十分であったという指摘については真摯に受け止めた。</p> <p>また、見積書の徴取については、契約規則第17条第1項第1号「契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるものであるとき。」に該当するものとして随意契約を行ったが、今後は、該当事由を明記することを決定した。</p> <p>契約方法は地方自治法により一般競争入札が原則とされていることを意識し、随意契約を行う場合には判断理由等を明確にするよう、事務改善することを決定した。</p> <p>契約書に「免除」の記載を行うとともに、起案者と係長でダブルチェックを行うことで、契約規則にのっとり適正な事務処理を行うことを決定した。</p> <p>少額工事の発注に当たっては、実施前に少額工事事務処理要領をよく確認し、起案者と</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>号で規定する少額工事（簡易工事・施設修繕）見積合わせ通知書（様式第5号）を送付しておらず、同条第2項で規定する少額工事見積書（様式第8号）を徴していなかった。</p> <p>少額工事の発注に当たっては、少額工事事務処理要領にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p><b>2 駅の業務委託契約方法の見直しについて（要望事項）</b></p> <p>新前橋駅、前橋大島駅、駒形駅の昇降機保守点検業務を2契約に分割、同3駅の昇降機等清掃業務を3契約に分割して締結しているが、業務ごとに全ての駅を一括して契約することにより、スケールメリットによる経費削減が考えられるため、契約方法の見直しを検討されたい。</p> <p><b>3 財産管理事務について（指摘事項）</b></p> <p>行政財産である粕川駅舎は、平成16年7月5日付けで、敷地の所有者である鉄道会社と粕川駅舎新築工事に伴う完了後の施設の使用及び維持管理にかかる協定を締結し、同鉄道会社へ無償で貸し付けている。しかし、行政財産の貸付けに当たり、地方自治法第238条の4第7項及び財務規則第196条による行政財産の目的外使用許可の手続を行っておらず、このため、行政財産使用料条例にのっとりた使用料に係る検討も行っていなかった。</p> <p>更に、粕川駅舎の敷地は、所有者である同鉄道会社と、平成16年7月5日付けで、使用貸借期間を同月20日から平成18年3月31日までとする土地使用貸借契約を締結していたが、期間満了後から現在まで、その契約の更新手続を行っていなかった。</p> <p>よって、行政財産の貸付けについて、財務規則第196条にのっとりた駅舎の行政財産の目的外使用許可等の手続を行うとともに、駅舎敷地の土地使用貸借契約の更新手続を直ちに行われたい。なお、これら手続に当たっては、市が今後も引き続き粕川駅舎を所有し、鉄道会社へ貸し付けていくことなどの妥当性を検討したうえで、必要な手続を行われたい。</p>	<p>係長でダブルチェックを行うことで適正な事務処理を行うことを決定した。</p> <p>契約方法については、長年に渡り各駅の施設や形状の違い等から契約を区別してきたが、仕様書などで詳細を規定することで一括契約も可能であると考えられるため、よりメリットを得られるような契約方法を検討することとした。</p> <p>粕川駅舎については、これまで鉄道会社と旧粕川村との間で締結した管理協定に基づき管理がなされてきたが、今回の指摘を受けて、改めて駅舎の管理についての取り決め及び使用料について協議を行い、令和3年12月1日付けで行政財産目的外使用許可の決定を行った。また、使用料については減免申請を受け全額免除とした。</p> <p>粕川駅舎敷地の貸借については、同鉄道会社に対し財産貸付申請書を提出し承認されたため、令和3年12月1日付けで、土地使用貸借契約の更新手続を行った。</p> <p>今後は、本市が粕川駅舎を所有し、鉄道会社へ貸し付けていくことなどの妥当性についても検討・協議を進めていくことを決定した。</p>